

愛媛県特別児童扶養手当システム構築事業委託業務に関する質問と回答

No.	質問事項	内容	回答
1	<p>企画提案書の枚数について</p> <p>【該当箇所】 プロポーザル実施要領(4ページ) 第8 企画提案書の提出 4 企画提案書ほか作成にあつての留意事項</p>	<p>企画提案書の枚数について「10ページ程度」と記載されているが、昨今の愛媛県様におけるシステム調達時の企画提案書枚数の平均値は30ページ程度と認識している。(30ページや50ページなど) 10ページより枚数が増えることにより、審査・評価時に減点となることはあるか。 なお、減点とならないページ数の上限値があればお示しいただきたい。</p>	<p>企画提案書が10ページを超えることによる減点はありません。 なお、ページ数の上限値もありませんが、適切な分量で作成いただきますようお願いいたします。</p>
2	<p>提出する参考見積書について</p> <p>【該当箇所】 プロポーザル実施要領(4ページ) 第8 企画提案書の提出 1 提出物</p>	<p>(5)参考見積書(様式指定なし)については、「4 企画提案書ほか作成にあつての留意事項(2)企画提案書の記載内容及び(3)参考見積書」の記載内容に、</p> <ul style="list-style-type: none"> ・構築費用((3)参考見積書と同様) ・見積金額は内訳を記載 ・見積上限金額を超えないこと <p>との記載があります。 令和8年度の構築期間内において発生する一切の費用(例:ガバメントクラウドで提案する場合の、令和8年度構築期間内のガバメントクラウド利用料・運用管理補助費用など)は提案上限額の範囲内において、この構築費用に含める必要があると言う認識で相違ないでしょうか。 なお、含めない場合は上限額や考え方についてご教示ください。</p>	<p>ご認識の通りです。</p>
3	<p>提案書に記載するランニングコストについて①</p> <p>【該当箇所】 プロポーザル実施要領(5ページ) 第8 企画提案書の提出 4 企画提案書ほか作成にあつての留意事項</p>	<p>企画提案書に記載する「システム利用料及び保守等ランニングコスト(参考年額を示すこと)」については、提案書受領後愛媛県様で比較検討されるためにも、ガバメントクラウドで提案する場合の、令和9年度以降のガバメントクラウド利用料・運用管理補助費用(システム環境の保守サポート)・アプリケーション等提供・保守(システムの保守サポート)については、可能な限り明細を分けて記載する必要があると言う認識で相違ないでしょうか。 なお、ガバメントクラウド利用料について記載する場合は、国産クラウドを利用する場合を除いて、ドル建てとなりますが、為替レートについてはドル・円については1ドルいくらで換算する必要がありますでしょうか。為替レート次第で各社円額に差が生じる必要があるため、ご指定いただけますと幸いです。</p>	<p>ご認識の通りです。 なお、為替レートについては、合理的と判断されるレートでご提案ください。</p>
4	<p>提案書に記載するランニングコストについて②</p> <p>【該当箇所】 プロポーザル実施要領(5ページ) 第8 企画提案書の提出 4 企画提案書ほか作成にあつての留意事項</p>	<p>企画提案書に記載する「システム利用料及び保守等ランニングコスト(参考年額を示すこと)」</p> <p>運用管理補助費用について、標準化システムにおいては、「非機能要件の標準」にてレベルの設定がなされますが、新版においてはランニングコストの適正化を意図し、サービスにより自治体との合意に基づき設定されるものと整理されています。 標準化対象外の都道府県特別児童扶養手当システムにおける「非機能要件の標準」についてのレベルの設定については、双方協議の上設定されるものとの認識で相違ないでしょうか。 また、その様なレベルの設定に関する内容も愛媛県様におけるコストの適正化に資するのであれば、提案可能との想定で相違ないでしょうか。</p>	<p>仕様書記載の要件を基本としますが、標準化システムに準じて「非機能要件の標準」を参照しコスト適正化に資するご提案をいただくことは可能です。</p>

No.	質問事項	内容	回答
5	個人番号利用事務系の庁内クラウドサーバの廃止/縮減について① 【該当箇所】 仕様書(3ページ) 1.本仕様書における基本的事項1.1背景と基本方針(4)	令和11年2月の個人番号利用事務系の庁内クラウドサーバ更新時の廃止・縮減計画について、愛媛県個人番号利用事務系の庁内クラウドサーバにて稼働されているすべてのシステムが検討対象となる想定で相違ないでしょうか。	ご認識の通りです。
6	個人番号利用事務系の庁内クラウドサーバの廃止/縮減について② 【該当箇所】 仕様書(3ページ) 1.本仕様書における基本的事項1.1背景と基本方針(4)	令和11年2月の個人番号利用事務系の庁内クラウドサーバ更新時の廃止・縮減計画について、(愛媛県個人番号利用事務系の庁内クラウドサーバにて稼働されているすべてのシステムが検討対象となる場合)、愛媛県側のガバメントクラウド単独利用方式領域環境において環境整備の上、愛媛県が管理権限を保持する単独利用方式領域環境への導入(または移行)を指示される可能性はありますでしょうか。現状、検討段階であり可能性が0ではない場合、その旨ご回答ください。 可能性が0である場合、愛媛県様に当該環境でシステムを提供されているすべての事業者への照会結果により、ガバメントクラウド共同利用方式環境での提供が出来ないと事業者から回答があった場合、どの様に対応される想定かご教示ください。	単独利用方式領域環境への導入の可能性は0ではありません。
7	他の都道府県に導入実績のあるソフトウェアの選定に関して 【該当箇所】 仕様書(3ページ) 1.本仕様書における基本的事項1.1背景と基本方針(4)	「他の都道府県に導入実績のあるソフトウェアを選定すること」との記載のとおり、他の都道府県への導入実績については企画提案書に記載が必須である認識で相違ないでしょうか。 また、他の都道府県への導入実績が無い場合は、基本方針を満たしていないため、減点とされるのか失格とされるのか方針をご教示ください。	導入実績がある場合は記載をお願いします。 また、実績がないというだけで直接減点や失格とはなりません が、専門性や業務遂行力を評価する際に影響する場合があります。